

# 安全安心はまず 住まいの地震対策から

地震に対する備えを行うため、昭和56年5月以前に完成した住宅は、まずは

無料耐震診断を受け、耐震性をチェックしてみましょう。

間建築課 ☎(582)1139 ☎(582)3284

## 木造住宅無料耐震診断を 受けましょう

対象建築物 次の要件をすべて満たすもの

- ①市内の建築物で、昭和56年5月31日以前に完成し た建物。
- ②延べ面積の2分の1を超える部分が住宅の用に供 されていること。
- ③階数が2以下で延べ床面積が300平方メートル以下。
- ④木造軸組工法による建築物で、枠組壁工法または 丸太組工法によるものでないこと。
- ⑤大臣などの特別な認定を得た工法による建築物で ないこと。
- ⑥過去に守山市が実施した耐震診断を受けていないもの。 関市内に住所があり、対象建築物を有する人。
- 冠先着8棟
- 11月末までに建築課へお申し込みください。耐震診 断員を派遣します。



## 木造住宅耐震改修概算費用 (補強案)を作成します

耐震診断の結果、耐震性が低い(総合評点0.7未 満)と判定された木造住宅について、総合評点0.7 以上に補強するための補強案およびその概算費用 内訳書を無料で作成します。

対象建築物 ①の要件に加え、総合評点が0.7未 満の木造住宅

**対**①を同時に申し込む人。

問11月末までに建築課へお申し込みください。耐 震診断員を派遣します。



## 耐震改修あるいは解体(除却)して地震に備えましょう

耐震性が低い(総合評点0.7未満)と判定された木造住宅の所有者に工事費用の一部を補助します。

## 木造住宅の耐震改修事業補助金

対象建築物 ②(左ページ)と同様

図市内に住所があり、対象建築物を有する人(市税の滞納 がないこと)。

補助対象事業 次の要件をすべて満たすもの。

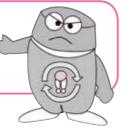
- ①一般診断法または精密診断法による耐震診断の結果、 総合評点が0.7未満の住宅で耐震改修工事を行うこ とにより、総合評点が0.7以上となるもの。
- ②設計者および工事施工者が、滋賀県木造住宅耐震改 修工事講習会修了者名簿に登録されていること。
- ③交付決定後の事業着手であること(事業着手とは、当 該工事の設計に係る契約を締結することです。契約 や工事着手後の申請は受付できません)。
- ④9月末までに交付申請を行い、平成31年3月20日ま でに工事が完了すること。

### 同予算の範囲内(先着順)

詳しくは建築課へお問い合わせください。

# クルちゃんのつぶやき34

最近、市内で 新聞の持ち去りが 横行しているよ。 みんなで注意しよう。



持ち去り行為は、夜間に も発生しています。収集日

前日からの排出はせず、当日の午前8時までに排 出してください。

持ち去り行為を発見した場合は、被害のあった 場所や車両の特徴を、警察またはごみ減量推進課





**ゴミだしメモ**: 皆さまが分別していただいた新聞などの 資源物は、リサイクルすることで市の収 益となっています。

ごみ減量推進課 ☎(582)1121 ໝ(583)3911

# 個人番号(マイナンバー)カードを 休日に受け取れます

個人番号カードを申請した人に、順次交付通知書 (はがき)で交付のお知らせをしています。 市民課では 平日の開庁時間(午前8時30分~午後5時15分)に 加え、休日にも交付手続きを行いますので、ぜひご利 用ください。

交付日時 5月13日(日)、6月10日(日)、7月8日 (日)の午前8時30分~午後3時 ※8月は開庁日を設定しません。

### ●個人番号(マイナンバー)カードを取得すると

- ・コンビニで土・日曜日、祝日でも住民票などの 取得が可能
- ・窓口よりも1通あたり100円お得
- ・公的な身分証明書として使用可能
- ・e-taxなど電子申請にも使用可能

個人番号カードの申請方法については マイナンバーカード総合サイト(https:// www.kojinbango-card.go.jp/index. html)をご覧いただくか、下記へお問い合 わせください。



圖市民課 ☎(582)1122 ໝ(583)9737

補助金額(1件あたり)

	補助対象経費	基本補助額	加算項目(加算補助額)							
			居住者に高齢者(満65歳以上の人)を含む世帯	限る	緊急輸送道路 等沿いの住宅 で一定の条件 を備えるもの	高齢者のみの世帯①	避難経路バリアフリー化(廊下の段差 解消や手すり設置 などの工事)※1	(居住者に中学	内覧会 の開催	最大 補助額 ※2
	50万円超~ 100万円以下	10万円	+5万円	+5万円	_	_	_	-	_	20万円
	100万円超~ 200万円以下	20万円	+10万円	+5万円	+10万円	+5万円	【上限】+10万	+10万	+10万	75万円
	200万円超~ 300万円以下	40万円	+10万円	+10万円	+10万円	+10万円	【上限】+10万	+10万	+10万	100万円
	300万円超~	60万円	+20万円	+10万円	+10万円	+10万円	【上限】+10万	+10万	+10万	130万円
ツ1 加管は助顔は避難奴攻 とたえ応てた どのバリフフリール 工事弗の200/ リロスーかつば助顔 上四た10年四 としています									$\downarrow + +$	

<sup>※1</sup> 加算補助額は避難経路となる廊下などのバリアフリー化工事費の20%以内で、かつ補助額上限を10万円としています。 ※2 最大補助額を算出する際、「高齢者のみ世帯①」と「子育て世帯②」との併用加算はできません。

## 木造住宅の耐震対策除却事業補助金

対象建築物 ②(左ページ)と同様

図市内に住所があり、対象建築物を有する人(市税の滞納 がないこと)

補助対象事業 次の要件をすべて満たすもの。

- ①一般診断法または精密診断法による耐震診断の結果、 総合評点が0.7未満の住宅で除去工事を行うもの。
- ②設計者および工事施工者が、滋賀県木造住宅耐震改 修工事講習会修了者名簿に登録されていること。
- ③交付決定後の事業着手であること。(事業着手とは、 当該工事の設計に係る契約を締結することです。契 約や工事着手後の申請は受付できません。)
- ④9月末までに交付申請を行い、平成31年3月20日ま でに工事が完了すること。

## 補助金額

補助対象経費	基本補助額				
50万円超~100万円以下	10万円				
100万円超~200万円以下	20万円				
200万円超~300万円以下	40万円				
300万円超~	60万円				

冠予算の範囲内(先着順)

詳しくは建築課へお問い合わせください。

広報もりやま 2018.5.1 No.1239 2018.5.1 No.1239 広報もりやま